

大阪市立弘済院条例の一部を改正する条例案

大阪市立弘済院条例（昭和26年大阪市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 弘済院第1特別養護老人ホームの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下指定申請という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

第18条中「前条の規定による通知を受けた」を「指定管理者の指定を受けようとする」に改める。

第20条中「申請の内容が」を「指定申請の内容を」に、「適合すると認めるときでなければ、当該申請をした法人等を」を「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、」に、「選定してはならない」を「選定するものとする」に改め、同条第2号中「十分に」を「最大限に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年 5 月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

弘済院第1特別養護老人ホームの指定管理予定者の選定方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立弘済院条例（抄）

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、弘済院第1特別養護老人ホームの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 弘済院第1特別養護老人ホームの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下指定申請という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

第18条 前条の規定による通知を受けた 法人等は、市規則で定めるところにより、弘済院第指定管理者の指定を受けようとする

1 特別養護老人ホームの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

第20条 市長は、第18条の規定による申請の内容が 次に掲げる基準に適合すると認めるとき
指定申請の内容を 照らして総合的に考慮

でなければ、当該申請をした法人等を 指定管理者の指定を受ける
し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、

べきもの（以下指定管理予定者という。）として選定してはならない。
選定するものとする。

- (1) 省 略
- (2) 老人福祉法第20条の5の目的に照らし弘済院第1特別養護老人ホームの効用を十分に 発
最大限に

揮するとともに、弘済院第1特別養護老人ホームの管理経費の縮減が図られるものであること

- (3)-(4) 省 略